

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

胎内市は新潟県の北東部に位置し、県都新潟市から 40 km、東には飯豊連峰が、西には日本海が広がっている。飯豊連峰を源とする母なる川「胎内川」を中心に市域が形成されており、上流部は四季折々の渓谷美に彩られるほか、扇状地には緑の優良農地が、また河口を中心に広がる海岸線は 15 km に及び、それと平行して砂丘と松林が広がっている。

平成 14 年 10 月に開通した日本海東北自動車道中条 I.C を中心として、東に国道 7 号線、西に国道 113 号線が平行しており、その 3 つを一本で結ぶ県道中条インター線がアクセス道として整備されており、首都圏、関西圏、東北圏とのアクセスが確保されている。また、本市から新潟東港へは約 30 分、新潟空港へは約 40 分と、国内はもとより国際的な玄関口とのアクセスも短時間で行える環境にある。

現在の産業構造としては、就業人口（令和 2 年国勢調査報告）に占める第 1 次産業の割合が 9.3%（全国 3.5%）、第 2 次産業の割合が 35.9%（全国 23.71%）と全国平均より高く、農業と工業に特化している。工業では、電気機械器具製造業及び生産用機械器具製造業と化学工業が従業員数、製造品出荷額ともに多く、近年は、自動車部品製造業や航空機部品製造業が属する輸送用機械関連作業の集積が進んでいる。その他にも多彩な企業が集積しており、食料品関連産業などもあり、胎内川の清流を活用した基幹産業の農業に加え、県北の工業都市としての基盤を確立し、数々の企業製品が誕生している。

また、豊かな自然を利用したスキー場、リゾートホテルなどが整った観光都市でもある。

本市の人口は、27,634 人（令和 5 年 2 月 28 日現在）で、就業可能世代の人口内訳は 20 代 2,192 人（7.93%）、30 代 2,504 人（9.07%）、40 代 3,320 人（12.01%）、50 代 3,514 人（12.72%）となっており、就業可能人口も減少傾向にある。

このような傾向から今後も予測される人手不足等の厳しい事業環境の中で地域経済を活性化させるため、本市内全体の労働生産性の向上が必要となっている

#### (2) 目標

本市では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市内の中小企業者における生産性向上を図る

そのための目標として、先端設備導入計画の認定数は、年 5 件以上を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多種多様な産業の設備投資を支援し、本市内全体の労働生産性の向上を図るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本計画における目標は本市内全体の労働生産性の向上を図るものであるため、設定する地域は本市の全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本計画における目標は本市内全体の労働生産性の向上を図るものであるため、設定する業種及び事業は、対象地域内におけるすべての業種、事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・市税を滞納していないこと。
- ・次に定める事業を行わないこと。
  - ①公共の福祉に反する事業、または政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業
  - ②風俗営業法の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
  - ③胎内市暴力団排除条例(平成23年胎内市条例第23号)第2条に規定する暴力団等が関与する事業
  - ④人員削減を目的として事業
  - ⑤市民生活や生活環境に悪影響を及ぼすことが予測される事業

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。